

## 第四北越銀行企業年金基金 スチュワードシップ責任を果たすための方針

### 1. 基本方針

第四北越銀行企業年金基金(以下、当基金という)は、資産保有者としての機関投資家として、「責任ある機関投資家の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」(以下、「日本版スチュワードシップ・コード」という)を受け入れることを表明します。

当基金は、直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わないことから、「資産運用者としての機関投資家」である運用受託機関に対して、投資先企業との「目的を持った対話(エンゲージメント)」などを通じて当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、スチュワードシップ責任を適切に果たすよう行動することを要請します。

### 2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

(原則1) 「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」

当基金は、年金資金の運用を委託している運用受託機関(以下、運用機関という)が「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、当該コードの諸原則に則り、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターン拡大を図ることを求めます。

(原則2) 「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」

当基金は、運用機関に対し、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、対応方針の策定、公表と遵守を求めます。

(原則3) 「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。」

当基金は、運用機関に対し、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

(原則4) 「機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。」

当基金は、運用機関に対し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

(原則 5) 「機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。」

当基金は、運用機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表にかかる方針を定めること、および当該方針に基づく議決権行使結果について公表することを求めます。

(原則 6) 「機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。」

当基金は、運用機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための行動について、当基金に定期的に報告することを求め、その結果を加入者等の受益者に対し少なくとも年1回報告します。

(原則 7) 「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。」

当基金は、運用機関に対し、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解及び運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるよう求めます。  
また、当基金は運用機関のスチュワードシップ活動の適切な評価が行えるよう努めます。

(原則 8) 「機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。」

当基金は、機関投資家向けサービス提供者に該当しません。

以上